

奈良県総合リハビリテーションセンター及び県営福祉パーク・福祉住宅体験館で使用する電気

## 仕 様 書

### 1 概 要

- (1)調達場所 ①地方独立行政法人奈良県総合リハビリテーションセンター  
②県営福祉パーク・福祉住宅体験館  
奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
- (2)業種及び用途 医療・福祉(福祉施設)

### 2 仕 様

#### (1)電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線方式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電方式
- カ 自家用発電設備 有
- ①奈良県総合リハビリテーションセンター  
500kVA×1台(非常用:ガスタービンエンジン)
- ②県営福祉パーク・福祉住宅体験館  
125kVA×1台(非常用:ディーゼルエンジン)
- キ 太陽光発電設備 無

#### (2)予定契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 ①奈良県総合リハビリテーションセンター 常時 850kW  
② 県営福祉パーク・福祉住宅体験館 常時 200kW  
(契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
- イ 予定使用電力量 ①奈良県総合リハビリテーションセンター 2,230,657kWh  
予定使用電力量 ②県営福祉パーク・福祉住宅体験館 179,556kWh
- ウ 力率 100%(平均)(各月の力率は実測値によるものとする)
- エ 月別最大需要電力及び使用電力量の実績(別紙のとおり)

- (3)調達期間 ①奈良県総合リハビリテーションセンター  
令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで(1年間)  
②県営福祉パーク・福祉住宅体験館  
令和5年4月8日0時から令和6年4月7日24時まで(1年間)
- (4)電力計の検針 自動検針装置 有  
電力会社の検針方法 自動
- (5)需給地点 奈良県総合リハビリテーションセンター及び県営福祉パーク・福祉住宅体験館敷地内に設置した電柱の気中開閉器の電源側端子との接続点とする。
- (6)財産分界点 需給地点と同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は地区の旧一般電気事業者の所有とする。
- (7)保安責任分界点 電気工作物の財産分界点と同じ
- (8)検診日及び計量 検診日は、供給者との協議により定めた日によるものとする。計量期間は、前日計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。
- (9)代金の算定期間 代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の前日までの期間とする。
- (10)力率
- ア 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。  
なお、力率割引及び力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める供給約款の規定によるものとする。
- イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。  
単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)  
平均力率の算定式は原則として次のとおり。  
$$\text{平均力率}(\%) = [\text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}] \times 100$$
- ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は、100%とする。  
また、この予定力率を前提として入札金額を算定すること。

(11)燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」の燃料調整額を超えない範囲で、供給者が定める供給約款の規定により調整するものとする。

(12)再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」の燃料調整額を超えない範囲で、供給者が定める供給約款の規定により調整するものとする。

(13)特約割引額

特約割引額は、「電力需給契約書」別紙「契約単価表」に基づき、供給者が定める供給約款の規定により算定した額とする。

(14)支払方法

供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、原則として供給者が定める供給約款の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(15)単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(16) その他

契約書及び本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」が定める電気特定条件(特別高圧・高圧)の標準供給条件によるものとし、その取扱いは双方協議の上で決定するものとする。

3 その他

(1)入札価格の算定にあたっては、燃料調整費、再生可能エネルギー賦課金は考慮しないこと。

(2)フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(3)受電実績(送電実績)として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データを提供すること。